

令和三年度企画展

中遠の古刹 真言宗西樂寺Ⅳ

西樂寺の幕末・明治

袋井市春岡に位置する真言宗の古刹 西樂寺の古文書群から地域の歴史を読み解く全4回の展示シリーズ。

最終回のテーマは「幕末・明治」。激動の時代の中で、寺院や神社は大きな変化を余儀なくされました。

いわゆる神仏分離や廃仏毀釈の中で、寺院は、仏像はどうなったのか、明治という時代に生きた僧侶たちはどのような活動をしていたのか。

豊富に残された史料をもとに、明治の地域社会を読み解きます。

展示会場：袋井市郷土資料館

展示期間：令和4年1月13日（木）～2月23日（水）

袋井市歴史文化館編集・発行 2022年1月

【表紙写真】〔有栖川宮 御用高張箱〕・「絵符」（西樂寺所蔵）





有栖川宮熾仁親王の祈願所となる

たるひと

明治維新を生き抜くための一手

慶応四年（一八六八）、寺院の危機

慶応三年（一八六七）十月十四日、徳川慶喜は、政權奉還の上表を朝廷に提出しました。これが有名な大政奉還です。

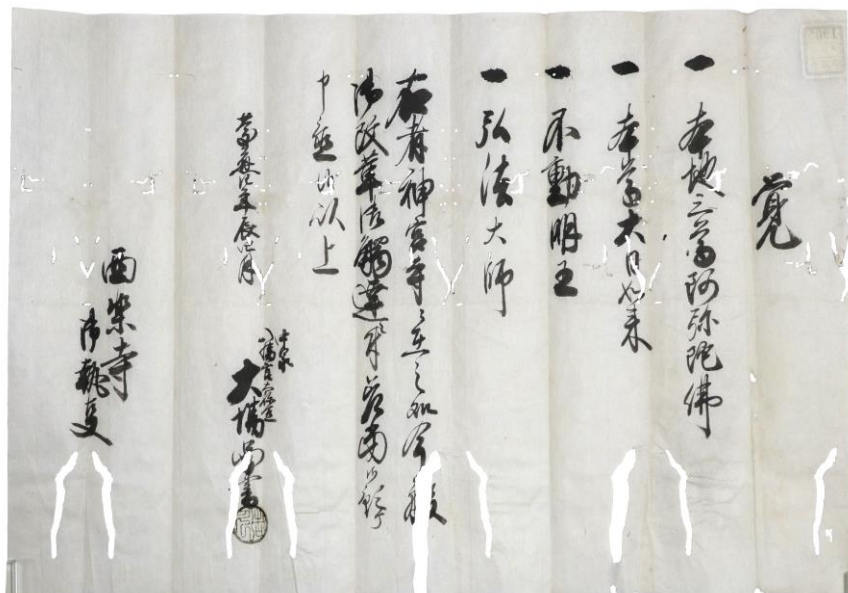
慶応三年十二月九日、天皇は「王政復古」を発令し、摂関幕府等の廃絶を宣言。総裁有栖川宮熾仁親王以下、議定・参与からなる新政府を樹立します。

さて、この新政府ですが、慶応四年三月十三日に、神祇官再興・祭政一致の太政官符を出します。

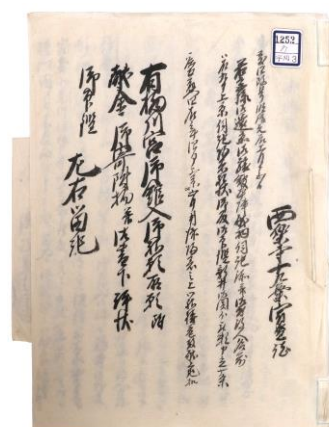
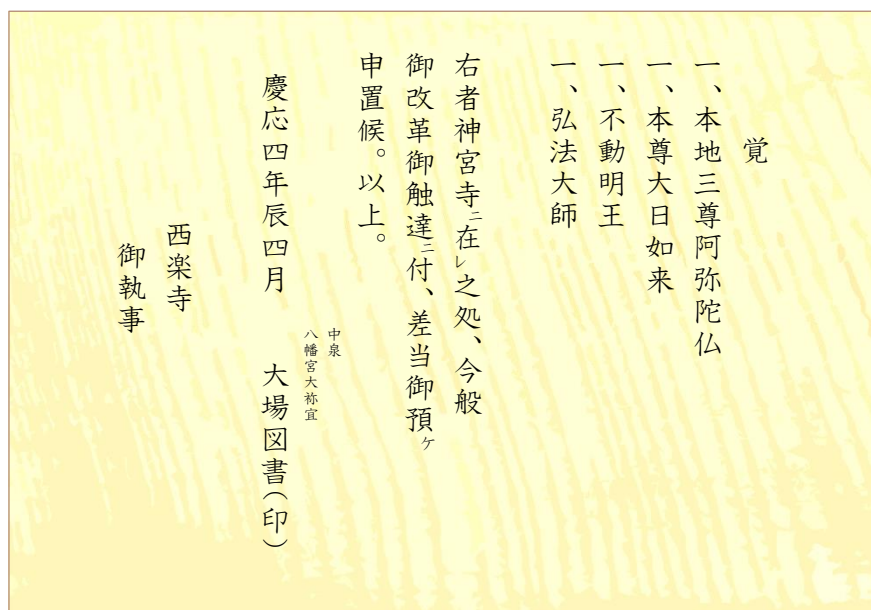
そして同年三月十七日、神社別当・社僧（神仏習合の中で、神社にいた僧侶たちです）の還俗（復飾）に関する布告を出し、三月二十八日には、「権現」などの、仏教にまつわる語を神社から廃し、仏像を神体としないように、とする布告を出します。

こうした新政府の宗教政策が、いわゆる「廃仏毀釈」につながっていきます。

新たな宗教政策の波は、西楽寺にも及びました。慶応四年四月には、「御改革」のお触れを受けて、当時西楽寺の門徒寺院だった中泉八幡宮（神宮寺）から、神体だった仏像を西楽寺に移しています（慶応四年四月「覚」西楽寺文書近世一九〇五）。



慶応4年（1868）4月「覚」（西楽寺文書近世1905）



『左右留記』表紙



新時代への不安と解決のための一手

西楽寺住職宥盛が、慶応四年（一八六八）に書いた数冊の日記類をまとめた、『左右留記』（西楽寺文書近世一二五二―四）という史料があります。

『左右留記』には、宥盛が、建穂寺とともに、有栖川宮との伝手を探した一件に関する日記が綴られています。そこに以下のような記述があります。

……今般皇都方徳川へ官軍御差向、天子大坂迄御親征、有栖川宮様関東御発向。其外御勅使柳原佐々時・橋本少将倉ヶ岩御発向ニ付、皇仁天王以来御一新之御政道被ニ仰出、仍而社中本寺堂社僧別当輩者両部神道被ニ廃止一候。復鋸被ニ仰出、……

社僧は復飾（還俗）となり、両部神道（神仏習合の代表のような仏教、神道の思想）が廃止になるそうだ、云々。

社僧はどうなってしまうのだろうか、と、諸寺院は不安に思っていたようです。

ではどうするか。右の文章の少し後ろに、彼らの解決策が書いてあります。

……何向其俣復鋸申儀難レ成、取早有栖川宮様当節惣職督被レ為レ在候故、右御殿へ御祈願所ニ而も御免願致し候而、復鋸相のかれ候様、……

有栖川宮様は総督だから、宮様の御祈願所になれば、復鋸を逃れられるのではないか。

そうして、諸寺院は、有栖川宮熾仁親王へ献金し、祈願所にしてもらおうと動きます。

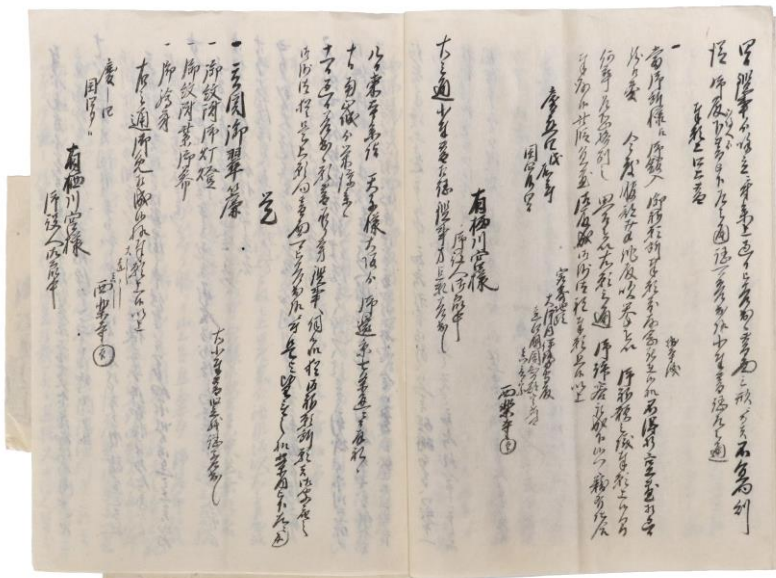
隣寺の鎌田医王寺は、中泉代官の仲介で有栖川宮

と接触できたようですが（『横帳日記』西楽寺文書近世一二五二―一〇）、西楽寺には有栖川宮との伝手がありませんでした。

宥盛は、一か八か上京し、智積院の仲介で、有栖川宮との接触を図ります（『左右留記』慶応四年閏四月二日条ほか）。

幸い、宥盛は、有栖川宮の青侍（公卿に仕える六位の侍）、服部幸作と接触することができ、有栖川宮の祈願所となることができました（『左右留記』慶応四年閏四月四日条、閏四月十一日条）。

慶応四年五月三日、宥盛は、京都下川原町の有栖



『左右留記』慶応4年（1868）閏4月4日条～同11日条

川宮仮御殿に参殿し、祈願所となった挨拶をしました（『左右留記』慶応四年五月二日条）。

このパンフレットの表紙に使用している写真の箱は、五月三日の参殿時に、有栖川宮が西楽寺に寄付した提灯や簾などを入れていたものです。箱の蓋の裏側には、中に入っていた提灯や簾の目録が書かれています（左写真）。



箱の蓋裏墨書

【重要史料】

- 1、『左右留記』（西楽寺文書近世一二五二―四）
- 2、『横帳日記』（西楽寺文書近世一二五二―一〇）
- 2、『覚』（西楽寺文書近世一九〇五）

【参考文献】

- 1、安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―』（岩波新書、一九七九年）。
- 2、家近良樹『江戸幕府崩壊 孝明天皇と「一会桑」』（講談社学術文庫、二〇一四年、初出二〇〇二年）。
- 3、青山忠正『日本近世の歴史』6 明治維新（吉川弘文館、二〇一二年）。
- 4、谷川穰「教育・教化政策と宗教」『岩波講座 日本歴史 第15巻 近現代1』岩波書店、二〇一四年）。



消えゆく末寺・塔頭と変化する塔頭

たつちゅう

学校となった西楽寺一山



廃寺となった塔頭、末寺

明治六年（一八七三）四月、西楽寺住職宥盛は、西楽寺一山のうち、廃寺となった末寺、塔頭の一覽を作成し、浜松県令に提出しました（『乍恐以書付奉申上候』宇刈村方文書五一／袋井市歴史文化館所蔵）。そこには、明治六年四月時点に、既に廃寺となつ

ていた、観音寺・□□寺（虫損で読めない）・久昌院・多法寺・願成寺・林徳寺・福智坊・大井坊・岸之坊・梅本坊の名があります。

春岡学校の教場となった松本坊

「乍恐以書付奉申上候」を読んでみると、観音寺の項には、「右私造御座候間、御規則之通り学校江寄附仕度奉存候」とあります。

実は、明治初年、政府内部では、宗教的な「教化」と西洋的学術の「教育」について混同するなど、宗教・教育政策に混乱がありました。

そのような中で、明治六年三月に、社寺内に学校を設けてよい、という法令が出され、また、神官や僧侶を教員にするなどの規定も追加されました。

「乍恐以書付奉申上候」の記述は、そうした時代背景を受けたものだと思います。

同史料の、西楽寺末久昌院の記述も見てみると、「依之去ル天保度建物売払、代金を以観音堂修覆仕、当時少と殘金も御座候間、今般学校江寄附仕度奉存候」とあり、天保年間に建物を売り払った代金の余りを学校に寄付したことが分かります。

また、久昌院に生えていた木についても、「尤小松少と立木有之候ニ付、売払代金を以学校江寄附仕度奉存候」と書かれていて、生えていた小松などの立木を売った代金を学校に寄付した、と言います。

このように、明治の西楽寺一山は、塔頭や末寺を失いましたが、その内のいくつかは、学校へと寄付されていったようです。

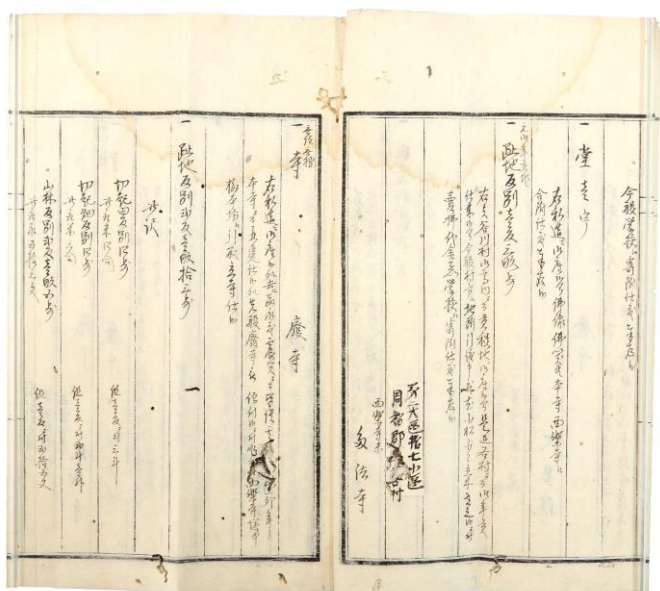
そのような中で、最後まで残っていた塔頭がありました。名を、松本坊と言います。

松本坊は、明治六年（一八七三）から、春岡学校の教場として本堂を貸し出していました。

松本坊住職の宥恵は教導職にありましたから（『松本坊明細』14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書二四四六／袋井市歴史文化館所蔵）、宥恵も、春岡学校で教えていたのかもしれませんが。

宥恵が亡くなった後、後任が見つからず、明治十四年（一八八一）四月二十八日に、松本坊は廃寺となりました。建物が解体されたため、春岡学校は、郷蔵の敷地内に新校舎を建てることとなりました。

こうして、最後の塔頭松本坊の歴史に幕が下ろされました。詳細は、次ページに年表を掲載しましたので、ご参照ください。



「乍恐以書付奉申上候」（宇刈村方文書 51）

年月日	事項	根拠史料
天正18年（1590）12月28日	豊臣秀吉朱印状に松本坊の名が見える。	「豊臣秀吉朱印状」（『袋井市史 史料編一 古代中世』391号文書、pp.284-286）
慶長8年（1603）9月11日	徳川家康朱印状（豊臣秀吉朱印状を踏襲したもの）に松本坊の名が見える。	「徳川家康寺領寄進朱印状写」（『袋井市史 史料編二 近世』14号文書、p.5）
元和5年（1619）	元和5年の史料に登場する「水之坊」は松本坊のことだろうか？	元和5年（1619）10月5日「西楽寺年行事次第之事」（西楽寺文書近世1046） 『当山諸由緒扣』（西楽寺文書近世11）所引元和5年（1619）〔十所大権現鐘銘〕
元和8年（1622）	松本坊は、この年に宥尊が松本坊住職になった時から世代を数え始めている。	明治7年（1874）8月〔安養山松本坊明細〕（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2436）
寛永15年（1638）5月25日	この頃、松本坊は無住。	寛永15年（1638）5月25日〔西楽寺本末之儀〕（西楽寺文書近世799）
延宝3年（1675）8月15日	『西楽寺本末帳』に「衆徒」として松本坊が見える。	延宝3年（1675）8月15日『西楽寺本末帳』（西楽寺文書近世803）
元禄7年（1694）頃	この頃、松本坊には住職がおり、弟子も取っていたらしい。	『新可結衆牒』（西楽寺文書近世10）
延享2年（1745）10月	『西楽寺本末帳』に「衆徒」として松本坊が見える。	延享2年（1745）10月『西楽寺本末帳』（西楽寺文書近世805）
寛政3年（1791）	この年まで、松本坊には住職がいたが、この後無住に。寺役は西楽寺学頭が兼任で勤めることに。	天保14年（1843）6月『寺院無住御取調帳』（西楽寺文書近世55）
天保11年（1840）3月	松本坊に隠居していた宥実が死去。	天保11年（1840）5月『西楽寺世代慶長五年以来住職人鉢実名等相改上奉申上候』（西楽寺文書近世53）
安政6年（1859）	西楽寺住職宥盛により（おそらく安政地震の被害から）松本坊の本尊不動明王が復興される。	明治12年（1879）『遠江国周智郡春岡村 真言宗松本坊明細帳』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2477）
明治6年（1873）	松本坊の本堂を春岡学校の教場として貸し出す。	明治14年（1881）7月19日「学校新築二付御伺」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2610）
明治7年（1874）8月	安養山松本坊は明細を浜松県令に提出。	明治7年（1874）8月〔安養山松本坊明細〕（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2436）
明治9年（1876）7月	安養山松本坊は明細を浜松県令に提出。	明治9年（1876）7月〔松本坊明細〕（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2446）
明治12年（1879）	静岡県調査に対し、松本坊には古器、古文書の類は無い、と回答。	明治12年（1879）「御届」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2476）
明治12年（1879）	松本坊は明細を提出。	明治12年（1879）『遠江国周智郡春岡村 真言宗松本坊明細帳』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2477）
明治14年（1881）4月28日	松本坊住職廣澤宥恵死去に伴い、松本坊を西楽寺に合寺。この時、松本坊の建物は8間×4間半だったらしい。	明治14年（1881）4月28日「合寺御願」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2487）
明治14年（1881）7月19日	松本坊本堂を春岡学校の教場として貸し出すことに差支が出たので、学校を天白の郷蔵敷地内に新築し、そちらに教場を移すこととなる。	明治14年（1881）7月19日「学校新築二付御伺」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2610）

松本坊変遷一覧

【凡例】

1、14 春岡村2ヶ村戸長役場文書は袋井市歴史文化館所蔵史料。

【重要史料】※松本坊関係史料は上の表を参照。

1、「乍恐以書付奉申上候」（字刈村方文書 51／袋井市歴史文化館所蔵）

【参考文献】

1、谷川穰「教育・教化政策と宗教」（『岩波講座 日本歴史 第15巻 近現代1』岩波書店、2014年）。

西楽寺 明治の住職

宥盛・宥猛・連 存教

ぞんきよう

春岡学校と関わった住職たち

幕末・明治を生きた、三人の西楽寺住職をご紹介します。

一人目は、有栖川宮の祈願所となるために奔走した宥盛。二人目は、明治の、様々な変化に対応し続けた宥猛、三人目は、明治二十七年（一八九四）に、新義真言宗の本末関係が大きく変化した時（後述）の住職、連存教です。ちなみに、連存教は、「連」が姓です。

三人の略歴については、次ページに表を掲載しました。ここでは、春岡学校との関わりを見ておきたいと思います。

前述のとおり、明治初年には、仏教と学校教育は、深い関わりを持ちました。この背景には、明治政府の教化・教育政策と、仏教の側で新時代の活路を教育に見出したことの、双方からの影響があったようです（参考文献1）。

西楽寺も、塔頭松本坊が春岡学校の教場になるなど、学校教育との関わりがありました。

松本坊住職宥恵も、松本坊で子どもたちに教えていたようですが（前述）、次ページの表を見れば一目

瞭然のように、当時住職を引退していた宥盛も、春岡学校幹事として、春岡学校と関わっていました。

何度か幹事も引退しようとしていたようですが、受理されず。西楽寺文書から、宥盛が働き者で、仕事ができる人だったことは明らかですから、周りが離さなかったのでしょう。

宥猛も、周智郡第五学区の学務委員を勤めています（表参照）。明治を生きた西楽寺の僧侶たちは、教育に深く携わっていたようです。

宥猛と連存教

連存教は、京都は醍醐の出身です。明治十六年（一八八三）以前に西楽寺住職となっていたようで、宥猛とともに、西楽寺の馬飛びを行事として整備するのに貢献した人物です（参考文献2）。

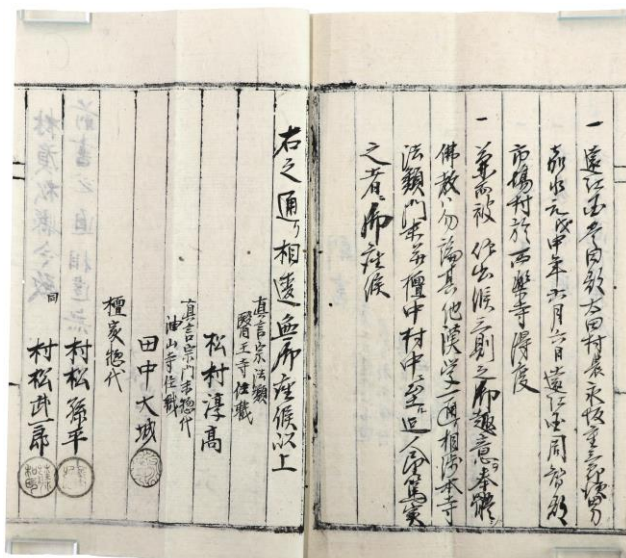
さて、その存教ですが、東京都小石川区大塚坂下町護国寺中真言宗新義派大学林の教師として勤務することになり、前住職の宥猛が寺務代理を勤めることになりました。

宥猛も多忙な人でしたから、油山寺の住職が寺務代理を引き継いだのですが、存教はなかなか西楽寺

に帰って来られなかったようで、結局、明治二十八年（一八九五）十月二十九日、宥猛が再度住職に就任することとなりました（表参照）。

【参考文献】

- 1、谷川穰「教育・教化政策と宗教」『岩波講座 日本歴史 第15巻 近現代1』岩波書店、二〇一四年）。
- 2、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅲ 年中行事』（二〇二一年）。



『隠居・後住願』次期住職に宥猛を推薦

「仏教は勿論漢学などにも堪能で……」とある。

年月日	事項	根拠史料
天保9年（1838）4月3日	宥盛、印可される。	『新可結衆牒』（西楽寺文書近世10）
天保10年（1839）2月15日	宥盛、梅本坊住職になる。	『住職御取調帳』（西楽寺文書近世50）
天保10年（1839）	宥猛、遠江国豊田郡太田村に生まれる。俗姓は永坂（明治以降は廣澤姓に）。	明治6年（1873）『隠居・後住願』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2430）
弘化4年（1847）5月5日	連存教、京都府宇治郡醍醐村に生まれる。	明治20年（1887）12月24日「附籍御届」（16 春岡村外2ヶ村戸長役場文書471）
弘化4年（1847）6月	宥盛、西楽寺住職になる。	嘉永3年（1850）2月1日『当院拾九世宥盛入院披露録覚』（西楽寺文書近世59）
嘉永元年（1848）6月6日	宥猛、西楽寺で得度（10歳）。	明治6年（1873）『隠居・後住願』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2430）
明治6年（1873）9月6日以降	宥盛隠居。宥猛が西楽寺住職となる（35歳）。なお、宥猛は宥盛の弟子らしい。	明治6年（1873）『隠居・後住願』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2430） 明治6年（1873）9月5日「乍恐以書付奉申上候」（16 春岡村外2ヶ村戸長役場文書13）
明治9年（1876）11月29日	春岡学校の幹事として廣澤宥盛の名が見える。	明治9年（1876）11月29日「御届」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2573）
明治10年（1877）2月	宥盛、春岡学校幹事を辞職。	明治10年（1877）2月「辞職願」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2575）
明治11年（1878）3月7日	宥盛、この時も春岡学校の幹事に名を連ねている。	明治11年（1878）3月7日「春季試験届」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2580）
明治12年（1879）9月	宥盛、十所神社氏子惣代として名が見える。	明治12年（1879）9月『遠江国周智郡春岡村村社十所神社宝物古器古文書目録』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2473）
明治12年（1879）11月20日	宥盛、この時も春岡学校の幹事に名を連ねている。	明治12年（1879）11月20日「受取証」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2593）
明治16年（1883）2月14日	連存教、これより前に西楽寺住職となる。	明治16年（1883）2月14日「御届」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書3118）
明治17年（1884）10月10日	宥猛、周智郡第五学区の学務委員となる。	明治17年（1884）10月10日「御請書」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書2636）
明治20年（1887）12月24日	西楽寺住職連存教、廣澤宥猛に附籍（宥猛49歳、存教41歳）。	明治20年（1887）12月24日「附籍御届」（16 春岡村外2ヶ村戸長役場文書471）
明治24年（1891）12月17日	連存教、東京都小石川区大塚坂下町護国寺中真言宗新義派大学林の教師として勤務することとなり、西楽寺前住職宥猛が西楽寺の寺務代理となっていたが、都合により、油山寺住職本多教幡が事務代理を勤めることに（宥猛53歳、存教45歳）。	明治24年（1891）12月17日「寺務代理届書」（12 宇刈近代役場文書（1）306）
明治28年（1895）10月29日	宥猛、再度西楽寺住職となる（57歳）。	明治28年（1895）10月29日「御届」（12 宇刈近代役場文書（1）316）
明治37年（1904）4月	宥猛死去（66歳）。	〔宥猛墓石〕

宥盛・宥猛・連存教関係年表

【凡例】

1. 年齢は数えの年齢を記した。

明治に変わった西楽寺の本末関係

醍醐寺末寺から智積院末寺へ

明治に、醍醐寺末寺の新義真言宗寺院が一斉に離末する事件が起こりました（参考文献2）。

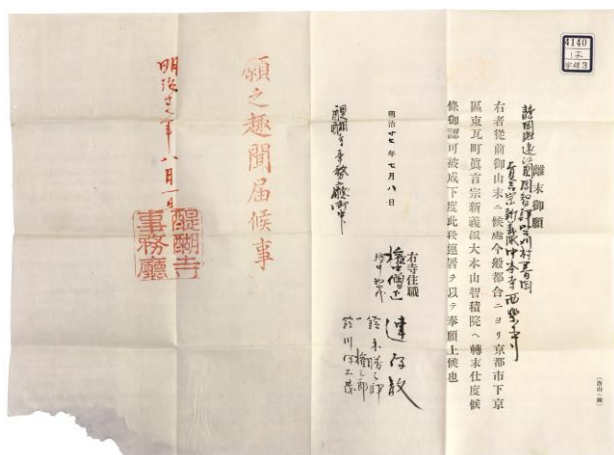
江戸時代、西楽寺は、醍醐報恩院の末寺で、新義真言宗の寺院でした（参考文献3）。

古義真言宗の大寺院を本寺に持つ新義真言宗の寺院は、江戸時代にとっても多く、特に多くの新義真言

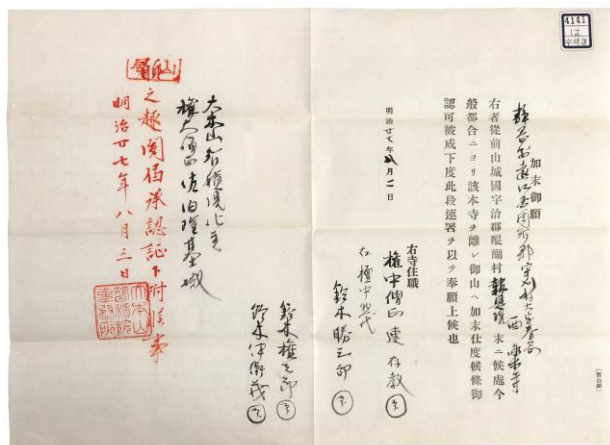
宗寺院の本寺となっていたのが醍醐寺でした。

古義の大寺院は、名目上は本寺ですが、実際の支配は新義真言宗の四箇寺が行いました（参考文献1）。

明治になり、宗教政策が変化したことで、古義の本寺が、新義真言宗の末寺に対しても実際に支配をするようになり、そこから生まれた本寺と末寺の軋轢により、明治二十七年（一八九四）、醍醐寺末寺の新義真言宗寺院が離末し、智積院の末寺に加わりました（参考文献2）。



「離末御願」（西楽寺文書近世 4140）



「加末御願」（西楽寺文書近世 4141）

西楽寺の場合

西楽寺文書にも、この時の史料が残されています（西楽寺文書近世四一四〇・四一四一）。

「離末御願」（西楽寺文書近世四一四〇）によると、当時の西楽寺住職連存教は、明治二十七年七月八日に醍醐寺事務所に離末を願

出しました。

醍醐寺事務庁が離末を受理したのは同年八月一日（「離末御願」西楽寺文書近世四一四〇）。

醍醐寺事務庁からの返答を受け、八月二日に、西楽寺は智積院へ「加末御願」（西楽寺文書近世四一四一）を提出。こちらは、翌日の八月三日に、智積院事務局に受理されました（「加末御願」西楽寺文書近世四一四一）。

【重要史料】

- 1、「離末御願」（西楽寺文書近世四一四〇）
- 2、「加末御願」（西楽寺文書近世四一四一）

【参考文献】

- 1、櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）。
- 2、林淳「修験道研究の前夜」（時枝務・長谷川賢二・林淳編『修験道史入門』岩田書院、二〇一五年）
- 3、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅰ 縁起と系譜』（二〇二〇年）